



第5号様式(第11条関係)

見解書

平成28年 6月7日

京都府知事 殿

意見書を提出しようとする者

住所 大阪府枚方市尊延寺4580番地の7

氏名 株式会社スズキケンセツ

代表取締役 鈴木貞雄

(電話番号: 072-858-8429)

京都府林地開発行為の手続きに関する条例第8条第1項の規定による見解は下記の通りです。

記

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
別紙の通り	別紙の通り

意見内容	見解内容
<p>(意見書①)</p> <p>1、地権者、隣接土地所有者、水利組合等の関係団体、周辺住民への説明、及び同意状況。 (議事録や同意書を持って確認いたしたく宜しくご検討願います)</p>	<p>1、について</p> <p>1) 開発区域内の地権者は「開発行為に関する施工同意書」をすべて取得しています。</p> <p>2) 隣接土地所有者へは個別に事業内容の説明を行い「利害関係者同意書」を取得すべく努めております。</p> <p>3) 水利組合等の関係団体へは直接説明は行っていませんが、公害防止協定書には法定外水路及び普通河川等への土砂・濁水等の流入防止に努めることは勿論のこと、地下水質検査を定期的実施し検査結果を公表する事で農業用水他への影響はないものと考えています。</p> <p>4) 周辺住民への説明は「京都府林地開発行為の手続きに関する条例」に基づき、「生活環境に影響を及ぼす範囲(南稲八妻自治会・東畑自治会)」を決定し、条例に基づき地元説明会を開催します。</p>
<p>2、生活環境下における水質の変化・汚染に対して</p> <p>1) 地下水、放流水、農業用水の汚染源、及び汚染発生リスクに対する見解。</p> <p>2) 水質変化の状況の監視システムに対する考え方。</p> <p>3) 異常発生時の対応・対策。</p> <p>4) 工事完成後の監視体制。</p>	<p>2、について</p> <p>1) 水質汚染源となりうる搬入土砂は「京都府土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」に基づき、京都府の指導のもと発生土砂の事前調査を実施し、更に、埋立地においてはカドミウム、鉛、ひ素、水銀等、土壌環境基準(溶出基準)をもとに3ヶ月毎の調査実施が義務付けられています。また、調査機関については資格を有した信頼できる機関で調査の予定です。</p> <p>地下浸透水に対しては自主的に定期検査を実施する予定で、検査には地元住民の立会いにも異存はありません。なお、調査報告書は府への提出が原則ですが、地元自治会(南稲八妻自治会・東畑自治会)へも協定書を締結し情報開示する事を約束します。この様に、情報開示はもとより汚染発生リスクには万全を期す所存ではありますが、万一のリスクに対しては保険会社と協議中です。</p> <p>2) 河川放流部と地下水質検査のために設置する「検査孔」で、年2回程度の水質調査を行います。なお、調査箇所、住民の検査立会い等については協定書で詳細の取り決めをしたいと思います。</p> <p>3) 上記した調査の結果、異常が発見されればその事実(検査結果)を開示する事はもとより、原因を追究し速やかに対策を講じます。なお、本事業に起因する公害発生時の苦情並びに補償については真摯に対応し被害に対する補償を行います。</p> <p>4) 埋め立て完了後(事業完成後)は、順次植栽・法面緑化を行い森林に復旧します。なお、地下水検査のために設置した「検査孔」は一定期間保存し、埋め立て完了後も一定の期間は地下水質調査を行います。また、埋め立て完了後であっても、本事業に起因する公害発生時の苦情並びに補償については真摯に対応し被害に対する補償を行います。</p>

3、車両通行における安全対策、及び生活環境保全策について

1) 安全の確保を行う為の基本的な施策。

2) 環境保全策（主に道路の汚れ、騒音等）への施策。

3) 関係機関（警察署、教育委員会）との協議とその結果の開示。

4) 工事関係車両はいかなる場合も集落内を通らない事を再確認。

3、について

1) 基本的な交通安全対策は以下の通りであり協定書で取り決めたいと考えております。

- ①通勤、通学時間帯のAm7:30~Am8:30の通行は控え、車両の通行時間帯はAm8:30~Pm5:00とします。
- ②日曜並びに祝日は作業を行いません。また、雨天も作業を中止しますので土曜日の搬入車両通行はご了承願いたい。
- ③町道祝園東畑線の区間は事業計画書の通り、沿道耕作者を配慮し時速30キロ走行とします。
- ④運搬車両は全車無線機を装備しており車両間の無線連絡で状況に応じた通行が可能です。よって、車両が連なる事や、対向が困難になる事が軽減でき、今迄の事例として狭小部の通行には効果を発揮します。
- ⑤運行計画書並びに使用車両については、事前に地元自治会に届け出を行うとともに車両が識別できるように車両表示を行います。
- ⑥運転手に対しては、社内講習会等で運転マナーの向上を今迄以上に徹底します。
- ⑦事業計画書の通り、出入口並びに町道祝園東畑線の交差点に交通誘導員を配置します。
- ⑧道路の拡幅（待避所の確保）については、町道敷地内で地元自治会、並びに道路管理者（精華町・警察）との協議を踏まえ可能な範囲で設置に努めます。

2) 道路の汚れに対しては場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、万が一、道路に土砂を持ち出した場合は速やかに除去清掃を行います。また、騒音については「京都府環境を守り育てる条例」の規定に定める数値を遵守すると共に、特に運搬車両による騒音防止策に対しては、社内講習会等で運転手の教育を徹底する事は勿論のこと違反者に対しては厳重に対処します。

3) 精華町教育委員会からは「通行ルートが通学路を横切るため通行時間帯を考慮する事。」 更には、「学童が立ち入らないように柵等を設置して万全の策を講じるように。」との、口頭での指導を受けております。警察署とは未協議ですが、地元自治会との協定書の締結、並びに協定書に基づく道路の拡幅（待避所の確保）計画が具体化した段階で協議を予定しており、警察署との協議事項は開示します。

4) 通行ルートは事業計画書の通りで集落内を通ることはありません。

<p>4、工事完了後の将来的な姿</p> <p>1) 10年後、20年後の先を見た時、工事個所はどんな姿になっているのか。</p> <p>2) その姿を維持・管理する為の方策</p>	<p>4、について</p> <p>1) 埋め立て完了後（工事完了後）は森林に復旧します。景観等緑化対策については森林法の許可基準に基づき行う事を原則としますが、地元自治会も景観保全の立場から意見をいただければ参考にさせていただきます。</p> <p>2) 当該地は、森林法の基準に基づき植栽・緑化を行い森林に復旧します。緑化に対しては特別な維持管理が不要な樹種選定をする事になります。</p>
<p>5、本事業に起因する不足の事態に対する補償への考え方</p>	<p>5、について</p> <p>上記した様に、地元が受取人となる保険を考えており保険会社と協議中です。</p>
<p>6、旧計画における意見書（平成26年8月11日）及び、意見に対する見解書（平成26年10月6日）は引き続き有効である。</p>	<p>6、について</p> <p>引き続き有効と考えています。</p>

## 意見内容

(意見書②)

## 1、基本的事項

当〇〇地区においては過去長年に亘り、〇〇による区内地区の土砂採取・搬入事業に関わって、区民全員が被害を被ってきた経験を持ち、係る事業に対してはアレルギー的感情を持って阻止したい気持ちを抱くものである。その上、〇〇の倒産により、約束された事業が履行されないまま今日を迎えていることなどから、意見書・協定書がそのような事態を受けてどこまで効力を発揮するかなどにも、強い懸念を抱くものである。

そのような事情から、区民として、本事業に対して前向きに協定に至る意見が出にくい状況であることを、予め申し述べたい。

平成28年2月27日に開催された説明会についても、これまで何の事前相談もなく、一方的に文書を区民に配布し、開催された。

これは区との信頼関係を崩すものであり、一切容認することは出来ず、〇〇として、説明会開催に対して反対の意向を表明したものである。

また、事業計画を見直す前に提出した意見書に対して平成26年10月6日に示された見解書は、全く持って誠意のないものであり、到底納得できるものではない。

区にとっては、生活環境の保全を重視する立場から道路拡幅による安全対策を強く求めるものであり、以下の2～9までの全ての意見に対して誠意ある回答がなければ絶対反対である。

## 2、(株)スズキケンセツは信頼できるのか

この意見は無意味かもしれない。けれど、〇〇区民にとっては最も心配、注目する事項である。搬入する土砂への懸念など、一旦事業が始まれば、会社に誠意があるかどうか問題解決意に最も関係するからである。

## 3、交通安全対策

まずは、この事業に関わってダンプが通行する影響は、精華町の該当区域全体に及ぶものであると指摘したい。特に、道路幅が狭い区域内においては、通行に支障を及ぼす被害が生じると予想される。

当〇〇区にとっては、事業区域が祝園までの通過地点にあり、その影響は避けられない。よって、次の事項を要求する。

- 1) 車両の通行時間は通勤、通学時間を避けて、午前8時30分～午後5時までとしていただきたい。
- 2) 日曜日の他に土曜日も、付近田畑の農作業による運搬や通行を確保するため、通行を控えてもらいたい。

## 見解内容

## 1、基本事項について

〇〇地区の代表者様方におかれましては、当社事業に多大なるご苦勞をお掛けし申し訳なく思っております。

さて、当社の参画経緯につきましては地元説明会を通し説明をさせて頂きましたが、信頼関係の根幹にかかわることであり改めてご説明をさせて頂きます。当該地につきましては、〇〇が一部用地を保有しその他地権者の同意を得て砂利採取事業を行ってきたこと、また、〇〇が倒産に至ったことはご承知の通りです。その後、南稲八妻地区における〇〇所有地は、法的な倒産処理の過程で〇〇氏に所有権が移りました。当初、〇〇氏は太陽光発電事業を計画されましたが、「電力買受側の事情」「復旧に必要な土砂の確保」など、諸問題から断念するに至ったとのことです。そこで当社が、砂利採取場跡地の森林復旧工事の相談を受け、事業判断のうえ、当事業を計画する運びとなりました。ご指摘では、「〇〇と〇〇地区との間で締結された協定内容が履行されていない。」とのことですが、〇〇の元社長からは「地権者と地元との約束を履行したい。」との思いから復旧工事の相談に来られたのが事実経緯です。よって、〇〇も「皆様方との約束を履行したい。」との気持ちであった事をお伝えするとともに、その思いを受けて、当社も前回の協定書の意味を受け継ぎ、皆様方とあらためて協定書の締結をお願いしたいと考えております。また、運搬ルートの変更を強くお求めですが、当社も限られたルート比較の中から、周辺的生活環境保全や交通安全策を、特に道路幅員や交差点における信号の有無等を考慮し判断したものです。よって、現時点では本ルートが最善の運搬ルートと考えております。(平成26年10月6日付け見解)

以上、弊社が参画した経緯につきましてはご理解いただいている事と存じます。また、搬入ルートにつきましても最善の運搬ルートとの考えには変わりありません。事業規模が縮小されて以降、〇〇との話し合いで具体的な経済条件を提示させて頂きましたが、現時点において合意に至らず残念な思いしております。当社も不退職の決意を持って事業に取り組んでおり、今後とも誠意を持って話し合いを続ける所存でおります。

## 2、について

当社は、大阪府と京都府の行政界にまたがる事業所(大阪府枚方市尊延寺4580番地の7他)にて、大阪府では廃掃法に基づく許認可並びに工事残土仮置き等の許可を取得し、土砂販売では年間15万～20万m<sup>3</sup>の実績があります。また、京都府においても採石法並びに関連する森林法の許認可を取得し、土砂販売事業を30年以上に渡り続けてきた実績を持っております。これも当社が近隣住民の方々との誠意を持ってお付き合いし、信頼関係を構築してきた結果であると考えております。また、技術面でも、環境保全関連事業として、大阪府、(農)枚方畜産組合、当社、の3者にて、枚方市穂谷地区の畜産団地で同事業にながら関わってきた実績もあります。工事残土埋立処分事業につきましても、大阪府、京都府は勿論のこと、奈良県や滋賀県においてもその実績を有しており、地元の方々と話し合いを通じて信頼関係を構築したことから問題が発生したことは有りません。(平成26年10月6日付け見解)

## 3、について

ご指摘のあった交通安全対策につきましては、協議を踏まえ協定書の中で明確にしていきたいとの所存です。なお、具体的なご指摘の1)～6)につきまして現状では次の考えでおります。(平成26年10月6日付け見解)

- 1) 精華町教育委員会との協議も踏まえ、通勤、通学時間帯のAm7:30～Am8:30の通行は控えたいとの考えです。よって、車両の通行時間帯はAm8:30～Pm5:00と考えています。(平成26年10月6日付け見解)
- 2) 日曜日並びに祝日は作業を行いません。また、雨天も作業中止しますので土曜日の搬入車両運行はご了承願いたい。

- 3) 町道祝園東畑線は道路幅が狭く、対向、追い越しできずに支障をきたすことが予想される。そこへ、時速30Km以下で走行されると、車が重なったり、対向がますます困難になることも考えられる。そこで、回避対策として、行政と協議の上、車道の拡幅を行うこと。また、事業計画に定められた場所以外からの残土の持ち込みは絶対行わないこと。そのため、運行車両については、関係車両である事をはっきりと表示し、ナンバーを記した運行計画表を事前に提示すること。

- 4) 一般通行車両を優先し、運転マナーを守るよう努めてもらいたい。  
5) 出入口、並びに搬入路の町道祝園東畑線交差点には、交通誘導員を配置し、通行の安全確保に努める。  
6) 搬入計画場所から土を持ち出さないこと。

#### 4、区域付近耕作者の風評被害に対する補償対策

本事業において、区域内に $\square$ 区的地権者はほとんどいない。また、地権者以外の本事業に係る権利は弱いものであると聞く。しかし、当区域の付近で耕作する区民（他地域の住民も）は多数おられる。本事業が始まれば必ず、搬入土砂による水質、土質、水流の変化が生じることは明白である。それらが付近の田畑に影響を及ぼさないととても考えられない。いくら検査に合格した土砂といっても、搬入土砂に対する風評被害は避けられない。そのことによって被害を被るのは付近の耕作者である。係る心配に対してよく理解し、誠意を持って対処していただきたい。

#### 5、不純物（土壌汚染・水質汚染）対策

搬入土砂中の不純物の有無は最も心配される場所であるが、なかなか一般にはわかり辛い。その対策として、京都府の条例により3ヶ月に一度監査し、府へ報告すると記されている。が、3カ月間持ち込まれる土砂は3,550台分の量である。それでどれほどチェック機能が発揮できるのか疑問である。

そこで、抜き打ち検査や、住民（地権者、付近耕作者）の立会いによる監査を要求したい。また、付近の水や川の水についても、環境保全のために、同時に検査を実施して公表していただきたい。

#### 6、被害の補償・苦情の処理

- この事業において、公害が発生した場合、又はその恐れがあると苦情が出た場合は、
- 1) 直ちに操業を停止し、関係機関に届けるとともに、誠意ある事故の処理を行う。
  - 2) また、その被害に対する補償を行う。

#### 7、途中で事業が放置された時のための補償

事業者側の理由により、万が一、途中で事業が放置されたときのため、予め、契約時に補償を確保したい。

但し、沿道の耕作者とは農作業に影響を及ぼさないよう、事前に地元自治会並びに耕作者に運行計画を示し意見を伺いながら対策を講じたいと考えております。（平成26年10月6日付け見解）

- 3) 時速30Km運行は交通安全対策と沿道耕作者への配慮を考えた策です。また、道路の拡幅や通行規制は、道路法や道路交通法の規制があり管理者（精華町・警察）の了解が必要になり難しいと考えております。具体的な対策としては、当社保有車両は全車両に無線機を装備しており車両間の無線連絡で状況に応じた通行により、車が連なることや、対向が困難になることが軽減でき、今迄の事例として狭小部の通行においては効果を発揮します。また、運搬ルートについては、一方通行ではなく、上記の通り判断を行ったため、現状では最善のルートであると考えております。（平成26年10月6日付け見解）

なお、車道の拡幅につきましては $\square$ と行政も参加いただき、事業規模を踏まえた経済的条件を提示させていただきましたが、現時点において同意に至らず残念に思っています。ご承知の通り、道路の拡幅には「拡幅箇所の地権者同意」「道路管理者の許可」「用地買収費」「工事費」等、条件を満たす必要があります。特に、弊社も事業規模から経済的条件の制約があり $\square$ のご要望をすべて満たすことが出来ない旨をご理解いただきたい。また、「指定地以外から土砂の搬入しない事」「運行車両を特定し事前に届け出る事」はお約束します。

- 4) 運転手に対して、運転マナーの教育を今まで以上に徹底します。（平成26年10月6日付け見解）  
5) 出入口と交差点には交通誘導員を配置します。（平成26年10月6日付け見解）  
6) 土砂は搬出しません。（平成26年10月6日付け見解）

#### 4、について

土砂搬入車両による沿道耕作者への対策は、沿道の方々の意見を伺いながら車両運行における最善の策を講じたいとの考えです。また、土砂搬入による水質、土質、水流への影響ですが、許可に伴う基準を遵守する事は当然のこと、濁水発生の原因となりかねない雨天の作業は原則行いません。また、水質については「下流水路や河川の水質検査」を行う事に異存はありません。農作物の風評被害に対するご指摘ですが、京都府の「京都府土砂等による土地の埋め立て規制に関する条例」で、3ヶ月毎に盛土材の土壌調査が義務付けられており、定期的な汚染の有無に関するモニタリングを行います。更に、これらの調査結果を地元へ報告する事は勿論のこと、必要とあればホームページ開設する等の方法で広く世間に情報公開したいと考えております。この様に、当社としましては風評被害に対して客観的事実の情報公開を持って対処したいと考えております。（平成26年10月6日付け見解）

#### 5、について

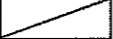
汚染土壌の検査は、上記した「京都府土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」による京都府の指導に基づき適切に行い結果を公開します。また、「住民の立ち入り検査」「下流水路や河川の水質検査」を実施する事に異存はありません。具体的な方法等につきましては協議結果を協定書に反映したいと考えております。（平成26年10月6日付け見解）

#### 6、について

当社が原因の公害が発生した場合は、原因者責任として被害者の損害に対する補償を行います。また、その恐れがある場合は直ちに作業を停止し原因究明を行います。（平成26年10月6日付け見解）

#### 7、について

当社が本事業を放置することは断じてありませんが、補償については協議のうえこれを取り決め協定書に反映します。（平成26年10月6日付け見解）

なお、との話し合いで保険の活用を説明させていただきました。これにつきましては、引き続き保険会社と協議を進めています。

8、事業終了後の損害賠償

本事業が終了した後、何年か経た後に、係る事業による公害や異常が発生したり判明したときには、責任と誠意を持って補償することを確約されたい。

9、意見書提出期限後の意見については真摯に受け止め誠意を持って文章で回答すること。

8、について

当社は本事業地内で可能な限り土地を保有して事業を進めたいとの考えであり、事業完了後も地権者として管理義務を負います。よって、埋め立て完了後も当社の原因による公害や異常が発生した場合は誠意を持って問題解決に対応します。  
(平成 26 年 10 月 6 日付け見解)

9、について

可能な限りのご意見をいただき文書で回答します。また、ご意見に対する協議結果は協定書に反映したいとの考えです。なお、協定書締結後であっても誠意を持って真摯に皆様方のご意見には対応させていただきます。(平成 26 年 10 月 6 日付け見解)